

	新潟市教育委員会 平成19年7月 定例会会議録			
日 時	平成19年7月24日(火) 午後2時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 5号棟 4階 白5-401会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	生涯学習課長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中央公民館長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	沼 垂 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	教 育 総 務 課 長	斉 藤 仁		
	学 務 課 長	遠 藤 良 二	教 育 総 務 課 長 補 佐	吉 崎 熊 勝
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄
	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央	教 育 総 務 課 主 査	山 際 幸 太
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (4 件)	議案番号	件 名
	議案第 9 号	新潟市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
	議案第 1 0 号	平成 2 0 年度に小・中学校特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について
	議案第 1 1 号	平成 2 0 年度に市立高等学校で使用する教科用図書の採択について
	議案第 1 2 号	職員の人事措置について
報告 (2 件)	記 号	件 名
		教職員評価検討委員会について
		平成 1 9 年度新潟市国際交流推進事業ウルサン市派遣について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

委員長 午後2時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

委員長 佐藤，高山両委員を指名。

第3 付議事件

委員長 第2の付議事件に入ります。議案第9号、新潟市教育委員会傍聴人規則の一部改正についてです。教育総務課長お願いします。

教育総務課長 教育総務課でございます。議案書の1ページをお開きください。新潟市教育委員会傍聴人規則の一部改正でございます。

改正内容ですけれども、第1点目は、傍聴人受付名簿への記載項目についてでございますけれども、現在住所、氏名、職業、年齢の4項目の記載を求めておりますけれども、個人情報保護の観点から、職業、年齢については求めないことにすること、第2点目でございますが、教科書採択等教育行政への関心の高まりにより、傍聴者の増加に対応するため、傍聴者の定員を現行の10人から20人に改正するものでございます。以上でございます。

委員長 傍聴人規則の一部改正について提案がございました。職業、年齢を受付で求めないと。また傍聴人を10人の制限から20人に拡大するとういう議案でございますが何かご質問ございますか。

高山委員 10から20という、会場はどこですか。

教育総務課長 今後は、別の会場を予定しています。

高山委員 ということは20人は入れるということですね。

教育総務課長

入れます。

高山委員

それと報道関係者は定員に入れないという意味ですね。

教育総務課長

そうです。

委員長

ほかにいかがですか。それでは一部改正について承認してよろしいでしょうか。

はい。承認されましたのでよろしくお願いします。

続いて、議案第 10 号になりますが、平成 20 年度に小中学校特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択についてです。学校支援課お願いいたします。

学校支援課長

よろしくお願いいたします。3 ページからということになります。平成 20 年の使用 107 条図書の専門調査会のほうから推薦をしていただいたものというようなことで、次のページをお開きいただきたいと思います。

平成 20 年度使用小中学校特別支援学級及び特別支援学校用の 107 条図書についての調査研究報告でございます。この調査研究報告に基づきまして採択をお願いしたいと考えております。

まず調査研究の経過ですが、今年度 6 月 19 日、県立教育センターにおいて、専門調査員が主として学校教育法第 107 条の規定による一般図書の調査研究及び選定会議を行いました。

その上で 107 条図書の選定基準及び選定の観点について共通理解を図り、小学校、中学校、特別支援学校の各部で適正な採択か否かについて協議いたしました。

そして特別支援学校部、小学校部での選定図書をもとに中学校部との関連について検討し、選定図書として適正かどうか協議したということでございます。

その調査研究に基づきまして、調査研究報告書を次のページから 2 枚というようなことで報告書を作成したということです。

107 条図書推薦の視点ということで、次のような視点で推薦という方向で進めてまいりました。まず 1 点目は、A B C の 3 段階の難易度が児童生徒の実態に適合していることということで、A につきましては、話し言葉は持たないが物事への興味や関心が出始め、簡単な弁別が可能な段階。B につきましては、話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の簡

単な因果関係もわかる段階。Cにつきましては、簡単な読み書きは可能であるが、文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書では学習が困難な段階ということで、A B Cの3つの段階ごとに各教科について選定したということでございます。

それから ~ のことについても推薦しているというようなことで推薦したものでございます。

その他でございますが、前年度に引き続きまして小中学校の特別支援学級及び特別支援学校の保護者から専門調査員として加わっていただいたということで、保護者としての考えや要望をお聞きして、調査研究が深まったということでございます。

そして選定でございますが、まず最初のは小学校の特別支援学級用の推薦図書でございます。教科が国語～生活科でございます。それから段階ということで、先ほどのA B Cの段階ということでございます。そして書名、著者名、発行所、本体価格、そして推薦理由等、このような形で著者のくりにまとめてあるということでございます。

次のページが中学校の特別支援学級用についてでございます。

そして(3)が特別支援学校の小学部用の推薦図書でございます。

最後になりますが、(4)が特別支援学校の中学部用推薦図書でございます。このような形で専門調査会のほうで綿密に調査をいたしました。その調査報告書に基づきまして採択をお願いしたいと考えています。

委員長

ありがとうございました。繰り返すようですが、この教科書の選定にあたっては専門調査会が設けられたと。これは前に専門調査委員の提案があって、その人たちがやってくださったわけですね。専門調査会が調査研究員会、専門調査会が設けられて、その報告に基づいて説明をしていただきました。何か質問ございませんか。

高山委員

特別支援学級用と養護学校のA B Cの分け方というのは同じですか。

学校支援課長

107条図書推薦の視点ということで、Aについては話し言葉を求めるということでございます。Bは話し言葉を持ち、ということでございますが、物事の簡単な因果関係がわかる段階、

Cは簡単な読み書きが可能であるがというようなことで、それぞれこの3つの段階に応ずるとというようなことで推薦をお願いしました。

高山委員

要するに特別支援学級と養護学校、その分け方のABCというのは同じと考えていいわけですか。

学校支援課長

はい。

委員長

児童生徒の程度は相当違いがあるわけですね。特別支援学級にいる子どもはC段階の子どもは非常に少ないと。でも場合によっては近くに特別支援学校がないために学級に入っているということもございますね。反対に学校のほうはA段階がどちらかというといふと多いと。こんなふうな理解をしてよろしいんでしょうか。

学校支援課長

はい。大方そういうふうな形になろうかと思えます。

委員長

書名欄だとか発行所などに番号が打ってありますね。これはどういう意味なんですか。Bの01だとか27の2とか。

学校支援課長

文科省のほうから学校図書一覧といったような資料が出ております。その図書コード一覧というような中でそのような形で番号がついていたということでございます。

佐藤委員

話し言葉を持たないと話し言葉を持ちというのはどういう意味なんですか。

学校支援課長

子どもたちの状況によって違ってきますけれども、相手ときちんと話ができる、あるいはある程度の語彙を持っているというようなことで話し言葉が持てるということで、相手と会話が十分に続かなかつたりというようなことになりますと、話し言葉が持てないということです。

佐藤委員

言葉としてコミュニケーションがなかなか難しいか、ある程度コミュニケーションができるという、こういう区別ですか。

学校支援課長

はい。

委員長 前にもお聞きしたみたいなのですが、一般の教科書、特別支援学級外の子どもたちが使う教科書、これは1人1人配られるのでしょうか。

学校支援課長 その程度によるんですけれども、一般の図書が配られるというような場合には、ここにある推薦図書の中からのものは配布されないと。

委員長 どちらかになるわけですね。わかりました。

委員長 それでは専門調査会の選定によりまして、この107条図書を採択できますでしょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは採択いたします。
続きまして、議案第11号、平成20年度に市立高等学校で使用する教科用図書の採択について、提案をお願いいたします。

学校支援課長 続きまして学校支援課でございます。4ページからお願いをいたします。平成20年度に市立高等学校で使用する教科用図書の採択についてということで、次のページから3つの学校ごとにそれぞれ推薦をされてきております。

そして各学校、それぞれ教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映するようというふうなことで採択をお願いをしているということでございます。

基本方針につきましては、次のページを開いていただきまして、そのような基本方針に基づきまして選定のほうを進めてまいりました。

まず万代高校でございます。万代高校につきましては、次のページに6分の1、6分の2というふうに書いてございますけれども、これから平成20年度に使用したいというふうなことで一覧表を作ってまいりました。教科書科目、発行者の番号、略称、例えば国語表現に番号017、教出と書いてありますが、これは教育出版社の略称でございます。教科書の記号番号、教科書名、需要数、生徒用と教員用、それから需要学科及び学年、備考、このような形で国語から順次6分の6ページ、商業まで

各科目ごとに使用したいという教科書の一覧でございます。

それから次のページでございます。平成 19 年度と異なる教科書を選定したという中身になっています。教科書、種目、平成 20 年度発行者の略称、それから選定理由というようなことで、万代高校のそれぞれの教科において、こういったような力をつけたいためにこの教科書を選定したものとといった理由が各種目に分かれているということでございます。

なお、教科書につきましては 19 年度と異なる教科書のみをあちらのほうに置いてございますので、もし必要がございましたらお示しをしたいと思います。

併せて同じことが次のページ、高志高等学校でございます。一覧表につきましては 5 ページということで、2 分の 5 までで、その次のページが平成 20 年度、19 年度と異なる教科書の選定理由ということになっています。

そしてその次が明鏡高等学校ということで、名鏡高等学校につきましても一覧のほうは 6 ページでございます。その次のところに平成 20 年度、19 年度と異なる教科書の種目及び選定というようなことです。以上でございます。

委員長

いかがでしょうか。3 校の教科書採択について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

高山委員

質問ですが、基本方針の 2 番の (3) 選定のための委員会等を設ける場合はとありますが、この 3 校については選定委員会を設けたんでしょうか。設けなかったんでしょうか。

学校支援課長

組織というようなことではなくて、それぞれの教科がございまして、それぞれの教科の中で選定をし、そして教務部がございまして、教務部の中でそのことについて点検をし、教頭、校長のところでも最終的な検討を行うというようなことで、これまでの組織を活用しながらというようなことで選定を行います。

高山委員

外部の人は一切入ってこなかったということですね。

学校支援課長

そうでございます。

高山委員

万代高校の選定理由でレキシカル・グラマーというのはどういふことですか。

学校支援課長

その次の行になりますけれども、レキシカルグラマーという語彙の観点から文法を学んでいくというようなことです。例えば will という単語がございます。何々する意思があるというような単語でございますが、そういった1つの語彙の観点から文法を捉えていこうというような試みで、レキシカルというのは語彙という意味です。

高山委員

それからもう1つ、高志高校の別紙様式の中で、国語表現1でメディアリテラシーと書いてあるんですが、メディアリテラシーというのは2つの意味があるらしいんですよね。コンピューターや先端的な情報、機器を使いこなせる能力というのと、メディアに対して主体性を確立するというような意味があるんですが、この場合はどういう意味でお使いになっているんですか。

学校支援課長

メディアリテラシーにつきましては、さまざまなメディアということで、新聞とかテレビ、そういったようなマスメディア、そういったようなものなどを活用しながらということを使っていくということです。

高山委員

メディアに対し手は主体性を確立するんだというような意味に捉えていいんでしょうかね。

学校支援課長

客観性とか中立性を見ながらということの中で、メディアに対してどのような立場で捉えていくのかといったような分野についても網羅していくということでございます。

高山委員

社会科の日本史について質問でお聞かせいただきたいんですが、太平洋戦争末期の沖縄戦における集団自決の記述問題です。文部科学省の来年度の教科書検定に際して、集団自決は日本の命令によりとか、日本軍に強いられたという表現は認めないということになったわけですが、この検定につきまして沖縄県議会で2回にわたって抗議の決議、さらには沖縄の全市町村の議会でも講義する決議がされているということはマスコミを通じて現場の皆さんにも伝わっていったかと思いますが、先ほどの校内で教科書を選定していったんだという話ですけれども、そういうことが選定会議と申しますか、選定することにあたった

皆さんは何か議論になったとか、話し合いをしたとか、そういうことはあったんでしょうか。

学校支援課長

議論等の詳細については聞いてはおりませんが、社会科の担当の教師にとっては非常に大きな関心でございます。いろんな意味でこれまで軍の強制うんぬんというような文言の教科書を使っておりますので、そういったような意味では強い関心を持っているというふうに受け止めております。

また沖縄県議会及び沖縄県の市町村でそういうような決議が行われたといったような事実を踏まえながら、指導をするというようなことで指導していきたいと思っています。

小池委員

国語の教科書選定については高校というのは特徴もありますし、レベルの差はかなり学校においてありますので、現場の先生のご意見を尊重するということが基本姿勢にしていきたいと考えておりますので、異議はありませんが、ただ選定理由の説明の仕方なんです、例えば万代高校においては、変えるものに圧倒的に英語が多いんですね。教科書が変わるということは学校の英語教育における何か力点の置き方に変化があったのかどうか。

あるいはここに難易度においても適しているという表現が何回か使われているんですけども、ということは今までの教科書がその学校の生徒の英語のレベルが上がって、今までの低くなってしまったのか、今まで使っていたのが高くて、今度低いものに変えたのか、その辺の説明は次年度からで結構なんですけれども、入れていただきたいと思いました。

それから全般にわたる基本的なことなんですけれども、基本方針の一番最後の4番というところに、不当な宣伝や勧誘に乗せられることなく公正を確保することとありまして、この公正を確保するためにどのような対策をしたのかということについてお聞きしたいと思います。

学校支援課長

このことにつきましては今年度文科省から採択についてというような通知が出ております。その通知に基づきまして公正を確保するよというということで、文科省の通知につきまして私どものほうでも4月に通知を出して、そのことについては各学校で徹底するように周知しています。

委員長

中身の1つ2つ紹介できませんか。

学校支援課長

例えば教員への教科書見本の献本は行わないこととしているというようなことですので、仮に献本の要求があっても応ずることのないようにというような注がございませぬ。

委員長

それは業者に対してですね。

学校支援課長

逆に言うと求めないということになるろうかと思ひます。

高山委員

ちょっとこだわりますが、私は沖縄に3年勤務した関係もありまして、日本史につきまして私の考えを述べさせていただきます。委員長よろしいでしょうか。

沖縄戦の集団自決問題の記述に関することでありまして、その記述はいずれも日本史Aと日本史Bの教科書に出ているわけでありませぬ。

そこで市内3校に選定した日本史Aと日本史Bの教科書の中の記述について調べてみました。この2つの教科書の出版社は3校とも去年と全く変わっていません。同じであります。

まず日本史Aで沖縄戦に関する記述が今年度と変わらないというのは、明鏡高校の実教出版のものでありまして、「歴史の窓」という囲みで、沖縄戦という題がついておりまして、12行の記述があります。その中で次のように書かれてあるわけです。

日本軍による県民の壕追い出しやスパイ容疑による殺害、日本軍の配った手榴弾などによる集団自害、自決とは言っておりませぬ。集団自害と殺し合いなどで800人以上の県民が犠牲になった。この表現は今年度と同じであります。これが日本史A。

日本史Bでは、同じく沖縄戦の記述が今年度と変わらないのが、高志高校が使用する予定の桐原書店のもので、テーマ学習その9としまして、タイトルが沖縄戦とあります。2ページにわたって沖縄戦の位置づけ、米軍の上陸、住民の犠牲、この3項目に分かれて詳しく書かれております。

その中での記述でありませぬが、ご紹介しますと、生きて虜囚の辱めを受けるの軍律が一般住民にも強制されていたため、自決用に軍から渡されていた手榴弾で集団自決するものが多数出た。その集団自決はテラマ諸島の渡嘉敷島をはじめ住民と日本軍が混在している各地で起こった。というふうに書いてあります。

この2つの教科書は何の検定意見もついておりません。修正もされておりません。集団自決は日本軍の命令とか強制といった表現がないからだったというふうに考えられます。これを皆さんお聞きになって、文面からは日本軍の深い関与があったということを伺い知ることができる内容だと思います。

同じ教科書でも今年度と記述が変わったものが2冊あります。1つは万代高校と高志高校が選定いたしました日本史A、東京書籍からの現代からの歴史、これです。

今年度の表現が日本軍がスパイ容疑で虐殺した一般住民や集団で自決を強いられた者もあった。こうなっているものが来年度は、集団自決に追い込まれたり日本軍がスパイ容疑で虐殺した一般住民もあった、というふうになっています。ですから集団自決の主語が非常にあいまいになっているということです。

それがなぜ不適切かということにつきまして教科書センターに置いてあります検定意見書修正表という大きな冊子がありますけれども、それを見ますと沖縄戦の実態について誤解の恐れのある表現がある、こういう文章が載っているんですね。何をどう誤解するのかというようなことが一切書かれていません。

もう1つは、万代高校と明鏡高校が選定した日本史Bの山川出版の詳説日本史Bであります。沖縄戦という囲みのような記事があるんですが、その内容が全くといっていいほど変わっているんです。

今年度使用の教科書は、ちょっと長くなりますけれども、日本軍は中学生、女学生を含む沖縄島民多数を動員して上陸したアメリカ軍に激しく抵抗した。アメリカ軍は海と空から大規模な砲撃、爆撃を行い、火炎放射器による徹底した掃討作戦を展開したので、一般島民にも甚大な被害が生じた。日本軍将兵と島民は本島の南端に追い詰められ、看護要員の女学生たち（ひめゆり隊）の悲劇や、日本軍の島民に対する残虐行為、集団自決の強要などが生じた。沖縄戦の日本兵側死者は軍人9万人余りに対して、非戦闘員約10万人、地元出身の軍人を含めると約60万人の沖縄県民のうち、5分の1にあたる12万人程が犠牲になったと見られる。

そういう囲みの記事があるんです。これが今年度です。これが来年度になりますと同じ詳説日本史Bですが、このように変わっております。

沖縄本島の中部に上陸したアメリカ軍は、付近の2つの飛行

場を制圧し、島を南北に分断した。この間日本軍は特攻隊を投入した航空総攻撃を行ったが、アメリカ艦隊を沖縄海域から撃退することはできなかった。沖縄を守備していた日本軍はアメリカ軍を内陸に引き込んで反撃する持久戦対戦をとったため、住民を巻き込んだ激しい地上戦となり、敗残兵や避難民はしだいに島の南部に追い詰められていった。6月23日、組織的な戦闘は終了した。日本軍の戦死者は65,000人に達し、一般県民も10万人以上が戦死した。沖縄県は1995年、沖縄戦で亡くなった全戦没者（アメリカ軍を含む）の名を刻印した平和の礎を建設した。こういうふう書いてあります。

明らかに記述のトーンといいますか、歴史観さえ違ってしまっているというふうに思えます。集団自決という言葉さえ消えております。親子が殺しあつたというような集団自決というのは、おそらく世界でも類を見ない非常に悲惨な出来事、行為ではなかったかと思えます。

この山川出版については先ほどの検定意見書修正表には何も書かれておりません。ということは検定に出す前におそらく訂正をして出したんだらうと思えます。

いずれにしても新潟市内の3校ではその内容が一部今年度までとは違ってくることになるわけですが、沖縄戦とは一体何だったのか。太平洋戦争でどのような位置づけになるのか。その本質をぜひしっかりと生徒さんに教えていただきたいというのが私の願いであります。

また戦後60年、ずっと教えてきたものがここで変わってしまうというのは民事訴訟の影響なのかもしれませんけれども、検定委員会のいう実態を誤解する恐れがあるとか、さまざまな学説があるからと言っているんですけれども、それだけでは説明は決して十分とは言えないと思えます。

しかしこの場の結論としては、採択については今回は検定を通ったものはこれしかないという中から選ばなければいけないわけでありますので、高校の意思を尊重するというこれまでの基本方針に従いまして、この日本史A B、いろいろ申し上げましたけれども、認めざるを得ないというのが私の意見です。

委員長

ありがとうございました。高山委員さんのお考え、またこれまでの教科書と新しい教科書を比べてのお考え、お話いただいたわけですが、高校の教科書については今お話がりましたが、それぞれの学校の教育課程に基づいて、そしてそれぞれの学校

の自主性、主体性、そういったものを大事にして採択をしてきたという経過がございます。

今回、文部科学省がそれを検定して、そしてその意見に基づいて教科書会社のほうで教科書が出ていると。それを各学校が校内の委員会等で検討をしてこのような案になってきているわけですが、従来通り採択したいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

それではそういうことで、それぞれの学校の検討したものを採択するというところでお願いしたいと思います。

それでは議案第12号ですが人事案件によりますので、会議終了後に非公開ですので審議したいと思います。

第4 報 告

委員長

続いて報告に入ります。教職員評価検討委員会についてお願いいたします。

教職員課長

それではお手元の会議速報という表題になっています開催概要表示内容をごらんいただきたいと思います。

まずこの教職員の評価検討委員会については、5月14日の教育委員会で委員会設立を報告させていただいた中身ですけれども、7月13日の金曜日に第1回の委員会を開催いたしました。

出席者としてそこに書いてあるメンバーが出席しておりますけれども、1行目の最後の佐川清士さん、2段下の宮山彌生さん、このお2人が公募委員として出席されているということでございます。

協議内容についてご報告したいと思います。まず第1回目の会議ですので、冒頭佐藤教育長のほうから政令市新潟にふさわしい新たな教職員評価制度の構築に向けて委員さんから忌憚のないご意見をいただきたいというふうに挨拶をいただきました。

それに基づきまして、永山庸男委員さんを委員長に選出した上で、事務局のほうで会議資料に基づいた説明をいたしました。この会議資料については委員さんのお手元にございます資料1から資料3まで、この資料に基づいて具体的にご説明申し上げます。

たものです。

さらにそのあとで基本的な考え方と課題について、いただいた意見について概略をお話申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、教職員が現在教職員評価の試行をする中で自己申告シートを書いているわけですが、今後教職員評価を考えたときに、自己申告シートを書いて教育実践をした上で、その反映がどのようになされるのかというのが、いわゆる評価の先に何がどういうふうに反映しているのかということは今後明示していく必要があるのではないかと。

2点目としては、自己申告シートというものを評価の前提として書くわけですが、なかなか自己申告シートに表しにくいものがある。そこをどのような形で取り上げていったりとか、評価をしていくことができるのかということ。

3点目としては、どうしても評価するということは非常に難しいと。だからただ単に評価シートだけではなくていかに多面的に評価して状況を把握していくか。そこを今後どういうふうに考えていくかということ。

4点目としては、教員の評価というものも結果としては上司とか保護者がどう見ているかというよりも、児童や生徒にとってどのような教員なのか、先生なのかということの考え方が非常に重要で、より子どもたちの教育にとってプラスになっているか、そういうことを評価方法として工夫していく必要があるのではないかという意見が主な意見として4点出されました。

これは第1回目ですので、資料に基づいてざっくりばらんにご意見をいただいたということでございます。次回は新潟市の教職員評価に対する基本的な考え方ということは今後整理していきながら、具体的な内容や方法についての議論を深めていきたいと思いますという中身でございました。1回目ですので全体としては総論的な話し合いになったということでございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それでは教職員評価検討委員会の第1回が開かれたと。このような資料を今日いただいたわけですので、中身はわかりませんが、これを基に、その説明が中心だったということですか。主な意見、協議内容、そこに書いてあるとおりであるということですが、何かわかりづらいんですが、この場でもって質問しておきたいということでございますでしょうか。

小池委員 公募委員 2 名お入りになっていますけれども、応募はどれくらいあったのでしょうか。

教職員課長 14 名ありました。14 名から男性 1 名、女性 1 名を選出させていただいたということです。

小池委員 それは論文か何かを出していただいて。

教職員課長 教育長を中心に審査委員会を開きまして、論文、それから経歴も含めて選ばせていただきました。

小池委員 公募委員の方は大体どれぐらいの年齢の方で、どのようなバックグラウンドをお持ちの方になっていますか。

教職員課長 60 歳代の方と 70 歳代の方で、地域のいろいろな活動を中心にやってこられている方と教育関係に携わってこられている方になります。

佐藤委員 ちょっと懸念というかこれがどういうふうにシステム的に導入されるのかよくわからないんですけども、最後の 4 番目に教員の評価というのは、上司や保護者がどうみているかではなく、児童や生徒にとってよい先生かということが重要であるという、このよい先生というこの表現がちょっと非常に微妙なところだと思うんですね。

上司や保護者がどう見ているかより、児童や生徒にとって教育をしてもらう人がきちとした形で教育をしてもらうということが重要なこと、こんなことはあたりまえのことでありまして、上司や保護者がどのように評価されようが生徒にとってよければいいとは思いますが、このよい先生という言葉が先行してしまっ、生徒に人気のある先生がよい先生という評価につながっていくと大きな問題があるだろうというふうに思いますので、このあたりのところは検討委員会のほうで、ただ子どもが教師を評価すること自体が本来はおかしいのではないのかなという気はいたします。好き嫌いはありますから、そのあたりのところを十分道に反れないような形で検討委員会というものをリベラルに進めていただきたいと思います。

委員長

私も全く同じ考えで、子どもが評価することが最近非常に大事にされており、そのこと自体は本当は意味があるはずなんです。とかく子どもは、というふうな話にもなりますので、その辺評価を子どもが評価していることをどう捉えるのか。その方法が難しいのかなと思っています。

現に一度も怒ったことがないという学級の子どもを見せていただきました。全然育っていないんですね。子どもは先生が大好きです。当然でしょう。怒らないで子どもたちの言うとおりに動くわけですから。そういうことについてやはりきちんとした線を持っていただきたいなと思っております。

それから一番最初に意見が出た中の、どこにどう反映していくのかというのは。

教職員課長

評価のあとの処遇とか反映というようなところで、自己申告シートを書いて評価される、面談を通して評価される中で、それが次にどういうふうな形でつながっていくかということはある程度明示していく必要はあるのではないかというご意見です。

委員長

そういうことを示して、そこで評価されると給与が上がりますよと。あるいは管理職に登用しますよというようなことを示していきなさいということなんですか。

教職員課長

それは1つの処遇はいろんな処遇の仕方がございますので、例えば校務分掌の中にどう生かすかということも処遇の一番身近なあり方ですし、異動にかかわってくるということもございますので、今後処遇の中身そのものはいろんなご意見をいただいていくわけですが、その評価をするということが次にどういうふうにつながっていくのかというあたりが、ある程度共通理解しながら進んでいったほうがいいのではないかという総論的なご意見です。

高山委員

今までの教員評価というのは自己申告シートなどはなかったんですか。

教職員課長

今まで勤務評定でやってきましたが、自己申告シートは全くございません。それも校長が全く教職員がわからないまま評価をして、そのまま教育委員会に上げていく仕組みでございます。

本人はどのような評価をされているかということ自体もわからない。

高山委員

そうすると今度は校長に出すわけですね。教頭に出すんですか。

教職員課長

基本的に自己申告シートは校長に出しますけれども、その自己申告シートに基づく現在試行の段階では面談するのは原則は校長です。ただ教頭が同席するのは構いません。

ただ実際の自己申告シートに基づいて取り組んだ結果を評価するのは、第一次評価者が現段階では教頭、第二次評価者が校長という形になっています。どういうふうに評価したかということも含めて開示面談で教職員に、新たに自己申告シートに基づいた取り組みの評価はこういうふうに行いましたよということを開示をするというような、今のところは試行ということになっています。

委員長

その具体例、高校の場合かな。義務もあるんですか。

教職員課長

今年度から小中高養も含めてすべての校、園でやっています。

高山委員

東京のある私立学校でやはり子どもが先生を点数をつけている学校があるそうですね。それがうまくいくかどうかは検証をしていただいて、そういう方向で先生のボーナスにひびいているという話を聞いていますので、そういう先行例を参考にさせていただいて、また検討委員会にお示しになればまた違った意見も出てくるんじゃないでしょうか。

教職員課長

補足を1点だけですけれども、1回目の議論でも出てきたんですけれども、小中学校の教職員は県費負担ですので、今の段階で給与そのものの処遇という反映はできないということでございます。

もう1点は、新潟市、以前教育委員会でもお話したことがあるんですが、今新潟市内の小学校、中学校でも児童生徒による教師の授業評価をしています。している学校もございます。授業に限定してです。授業の提示の仕方がどうか。自分の教員が授業ニーズを高めるという意味で、観点で児童生徒の教職員評価をやって、自分たちの授業改善に結びつけているという学校

もごさいます。

高山委員

どのくらいあるんですか。

教職員課長

数は正確なところを出していませんが、1つ例を言いますと、西蒲地区の中学校ですと8分の4は教職員の授業評価をやっていきます。

高山委員

評価はどのような形で委員に出てくるんですか。生徒のABCとか。

教職員課長

その学校によってABCのところもありますし、数値化されているところもありますけれども、主なところは授業の課題提示がわかりやすかったか、ABCというこういう形の、まさに授業技術を高めるといことです。

委員長

そういうのは非常にわかりやすいし、昔から子どもの考えを探るという意味でいろいろの手を使ってやってきていますね。

小池委員

子どもの評価についてどう考えるかについて意見が出ましたけれども、全般的なご説明としていかに多面的に評価するのかというご説明がありましたので、子どもの評価を絶対視するようなことは絶対はないと思っておりますので。

もちろんいろんな大学などでの学生による教授の授業評価というようなところでは、結局単位が簡単にとれる教授が一番評価が高くなったという問題点も指摘されているのは事務局も十分ご承知の上だと思いますので、やっぱり子どもは子どもの目線というものがあって、ある意味でその評価を参考にするというのは非常に貴重なことだというふうに考えております。

委員長

ほかによろしいでしょうか。それでは2回目は8月下旬か9月上旬。1ヵ月くらい後ということですので、できたら分厚い資料を事前に送っていただければありがたいと思います。

それでは報告の1を終わります。続いてウルサン市派遣について、学校支援課お願いします。

学校支援課長

7ページでございませう。平成19年度ということで、18年度は韓国ウルサンの子どもたちが新潟にきましたか、今年度はウ

ルサンのほうに行って国際交流を深めていくということです。まだ詳細まではいっておりませんが、9月の3日から9月の7日まで、4泊5日の予定で行きたいと考えています。

児童生徒でございますが、16名ということで、約40名の希望がございましたけれども、その中から小学生7名、中学生7名、高校生2名というようなことで援助したいと考えています。

なお引率につきましては4名ということで、石山教育次長を団長にして学校支援課、それから看護師の保健給食課の田村主査、通訳でこれから打ち合わせについて検討していきます。

なお学校訪問につきましては9月の5日、ウルサン情報通信高校、9月の6日、シンジョン中学ということで2つの学校を訪問する予定です。

それから9月の4日から9月の5日にかけてホームステイをさせていただくということで、国際交流を行いたいと考えております。

委員長

いかがでしょうか。

佐藤委員

生徒、教師交流と書いてありますが、生徒の交流だけですか。教師は交流しないんですか。

学校支援課長

ウルサンの高校、あるいは中学校を訪問いたしますので、その先生方との交流はありますけれども、こちらのほうの教師ということではございません。

小池委員

限られた予算の中でこういう国際交流を実践するというのは難しいことだというのは承知しておりますけれども、ただ小学生から高校生まで1つのグループで動かすというプログラムは、非常に実質的なその年代に応じた交流という意味では非常に難しく、中途半端な内容になっているのではないかなという気がいたします。

ホームステイといっても1泊、夜から朝までという形ですので、あまりホームステイというような意味はないものになっておりますので、これかなり儀礼的な訪問実績を作るような形になっているんじゃないかなという気持ちがいたしますので、将来的にはちょっと考えたほうがいいのではないかなと思っております。

全然高校生と小学生の交流の中身というのは違わなければ意

味がないことですので、これはちょっと修学旅行的なものに学校訪問が入ったという内容になっていますので、現状ではこれで致し方ないというところはあると思いますけれども、将来的にはもうちょっと実のある交流をするのであればということだと思います。

高山委員

ほとんど関係ないかもしれませんが、皮肉なもので北朝鮮への支援再開の石油を積み出したのがこのウルサンなんですね。拉致されたのが新潟で、ひょっとしてそういう話が出るかもしれませんがよろしくお願いします。

委員長

それでは報告を終わりたいと思います。

第5 次回日程

委員長

次回の日程について説明を求める。

教育総務課長

8月定例会は、8月23日(木)午後2時から、9月定例会は9月5日(水)午前9時半からでお願いしたい。

全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

委員長

午後3時10分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(議案第12号職員の人事措置について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員